

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野県は、住民基本台帳ネットワークにおける特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、住民の利便性の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化を目的として、全国共通の本人確認の仕組みである、住民基本台帳ネットワーク及び附票連携システムを構築している。両システムにおいて、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)、都道府県、市町村は必要最低限の情報を保有する。
- ・住民基本台帳ネットワークでは、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報(以下「本人確認情報」という。)、附票連携システムでは、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報(以下「附票本人確認情報」という。)を保有する。
- ・両システムは、専用回線を使用し、機構が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、侵入検知システム(IDS)による侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信データの暗号化、通信プロトコルに独自のアプリケーションを用いる等の厳格な不正アクセス対策を講じている。
- ・内部による不正利用防止のため、システム操作者に住基法に基づく守秘義務を課すとともに、生体認証やパスワードにより操作者を限定し、システムの操作履歴を定期的に確認している。
- ・全都道府県サーバを1か所(集約センター)に集約し、その管理・運用を機構に委託している。

評価実施機関名

長野県知事

公表日

令和6年9月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
②事務の概要	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 具体的に都道府県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 ①本人確認情報の更新に関する事務 ②自都道府県の他の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供に関する事務 ③住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査に係る事務 ④機構保存本人確認情報の照会に係る事務 ⑤本人確認情報検索に関する事務 ⑥都道府県知事保存本人確認情報の整合性確認に関する事務 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町村コミュニケーションサーバー(以下「市町村CS」という。)、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③都道府県知事から附票本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会
③システムの名称	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ及び附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル
 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	住基法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用) ・第30条の15の第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長野県企画振興部市町村課
②所属長の役職名	市町村課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野幅下692-2 長野県西庁舎1階 長野県行政情報センター TEL:026-235-7060(直通) FAX:026-235-7370 上記の他、県内10箇所の行政情報コーナー http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野幅下692-2 県庁3階 長野県企画振興部市町村課 TEL:026-235-7063(直通)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[○] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I-5法令上の根拠	住基法(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住基法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	事後	法令の施行に伴う記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和6年1月18日	表紙【評価書名】	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 基礎項目評価書	住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務 基礎項目評価書	事前	事後で足りるものを任意で事前に提出
令和6年1月18日	表紙【特記事項】	・住民基本台帳ネットワーク(以下、「住基ネット」という。)において、都道府県は、住民基本台帳法(以下、「住基法」という。)に基づき市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として保有する。都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。 ・住基ネットは専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構(以下、「機構」という。)が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、侵入検知システム(IDS)による侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信データの暗号化、通信プロトコルに独自のアプリケーションを用いる等の厳格な不正アクセス対策を講じている。 ・内部による不正利用防止のため、システム操作者に住基法に基づく守秘義務を課すとともに、生体認証やパスワードにより操作者を限定し、システムの操作履歴を定期的に確認している。 ・全都道府県サーバを1か所(集約センター)に集約し、その管理・運用を機構に委託している。	・都道府県は、 <u>住民基本台帳法(以下「住基法」という。)</u> に基づき、 <u>住民の利便性の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化を目的として、全国共通のの本人確認の仕組みである、住民基本台帳ネットワーク及び附票連携システムを構築している。両システムにおいて、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)、都道府県、市町村は必要最低限の情報を保有する。</u> ・ <u>住民基本台帳ネットワークでは、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報(以下「本人確認情報」という。)、附票連携システムでは、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ。)、住民票コード及びこれらの変更情報(以下「附票本人確認情報」という。)</u> を保有する。 ・ <u>両システムは、専用回線を使用し、機構が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、侵入検知システム(IDS)による侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信データの暗号化、通信プロトコルに独自のアプリケーションを用いる等の厳格な不正アクセス対策を講じている。</u> ・内部による不正利用防止のため、システム操作者に住基法に基づく守秘義務を課すとともに、生体認証やパスワードにより操作者を限定し、システムの操作履歴を定期的に確認している。 ・全都道府県サーバを1か所(集約センター)に集約し、その管理・運用を機構に委託している。	事前	事後で足りるものを任意で事前に提出
令和6年1月18日	I-1 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務	事前	事後で足りるものを任意で事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月18日	I-1 ②事務の概要	住基ネットは、全国の市町村の住民基本台帳のシステムをネットワーク化し、市町村の区域を超えた住民基本台帳に関する事務の処理及び国の行政機関等に対する本人確認情報の提供を行う体制を整備することにより、住民の利便性の増進及び行政の合理化に資することを目的としている。 都道府県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。 具体的に都道府県では、住基法の規定に従い、特定個人情報に以下の事務で取り扱う。 ①本人確認情報の更新に関する事務 ②自都道府県の他の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供に関する事務 ③住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査に係る事務 ④機構保存本人確認情報の照会に係る事務 ⑤本人確認情報検索に関する事務 ⑥都道府県知事保存本人確認情報の整合性確認に関する事務	1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 <u>都道府県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。</u> なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に都道府県では、住基法の規定に従い、特定個人情報に以下の事務で取り扱う。 ①本人確認情報の更新に関する事務 ②自都道府県の他の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供に関する事務 ③住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査に係る事務 ④機構保存本人確認情報の照会に係る事務 ⑤本人確認情報検索に関する事務 ⑥都道府県知事保存本人確認情報の整合性確認に関する事務 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 <u>都道府県は、市町村における市町村コミュニケーションサーバー(以下「市町村CS」という。)、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。</u> ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③都道府県知事から附票本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月18日	I－1 ③システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ部分について記載する。	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ及び附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	事前	事後で足りるものを任意で事前に提出
令和6年1月18日	I－2 特定個人ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	事後で足りるものを任意で事前に提出
令和6年1月18日	I－3 個人番号の利用	住基法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住基法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・ <u>第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)</u>	事前	重要な変更
令和6年9月25日	I－1 ③システムの名称	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ及び附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ及び附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	事後	記載の見直しのため、重要な変更に該当しない。
令和6年9月25日	I－3 法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) ・ <u>第30条の15の2第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等)</u> ・ <u>第30条の44の7第2項・第3項(準法定</u>	事後	法令の施行に伴う記載の変更であるため、重要な変更 に 該当しない。